

成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との 連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について

令和6年11月12日（火）
厚生労働省
社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

ひと、くらし、みらいのために

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
- ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
- ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
- ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
- ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期成年後見制度利用促進基本計画(抄)

(総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり)

1 成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(1)の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する。

②新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

- ・ 国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。）が、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- ・ その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。
- ・ 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与の在り方も含めて検討する。
- ・ 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

① 地域連携ネットワークの必要性和趣旨

ア 地域連携ネットワークの必要性

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

② 地域連携ネットワークのしくみ

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを担う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村により直営または市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は1（1）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

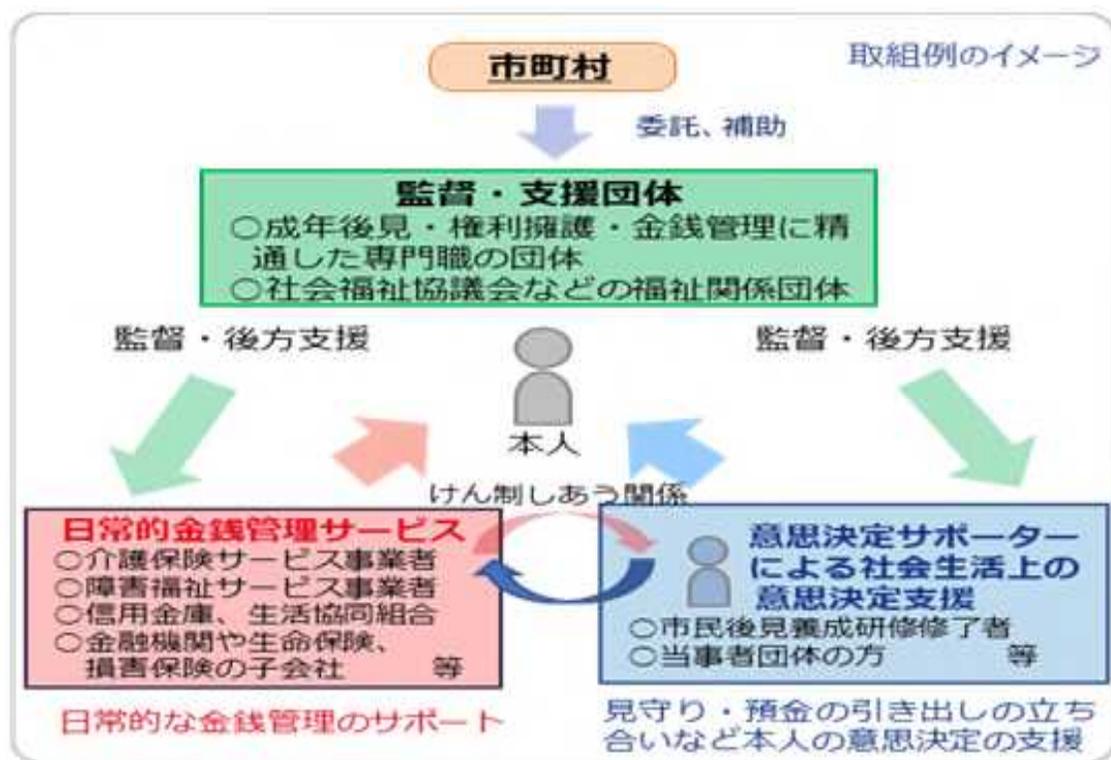
<参考：権利擁護支援チーム>

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ。

持続可能な権利擁護支援モデル事業

～簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組～

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等を検討する取組。
- 意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職が必要な支援を助言・実施する、市町村の関与を求めるなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- このことにより、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるようにすることを旨とする。



<モデル事業を実施する上で課題となった事項の例>

- 日常的な金銭管理支援の対象範囲・取扱方法。新規事業者の参画。
- 金融機関が払戻に応じる条件。
- 意思決定支援の範囲（日常生活、社会生活）、方法や頻度。
- 意思決定支援サポーターの養成。意思決定支援に必要な専門性や育成方策。
- 監督・支援団体に求められる業務（専門性や業務量）。
- 利用者の範囲・利用者負担の在り方。

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回
令和6年度末：中間的な論点整理 令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

<新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方について>

- 今後、成年後見制度が「他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる」制度に見直されるとした場合、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支えるためには、地域福祉において、どのような連携・協力体制を構築すべきか。

- ・ 少なくとも、本人に対する生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービス)を提供する取組が必要と考えられ、その実施主体及び方法等について、どのように考えるか。【イメージ①】
- ・ 生活支援等のサービス提供に当たっては、本人の希望に応じ、本人の意思決定を支援することが重要と考えられ、本人に対する意思決定支援の範囲及び実施主体等について、どのように考えるか。【イメージ②】

※ これらの点を検討する際、支援の持続可能性、既存の取組・地域資源の活用等を考慮するほか、判断能力が不十分な人が「配慮を要する消費者」とされていることに留意する必要がある。

<「中核機関」(※)に求められる新たな役割及びその位置付けについて>

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

- 成年後見制度の見直しに伴い、司法と福祉との連携強化等を図る観点から、中核機関は、今後、どのような役割を果たすことが必要になると考えられるか。【イメージ①】

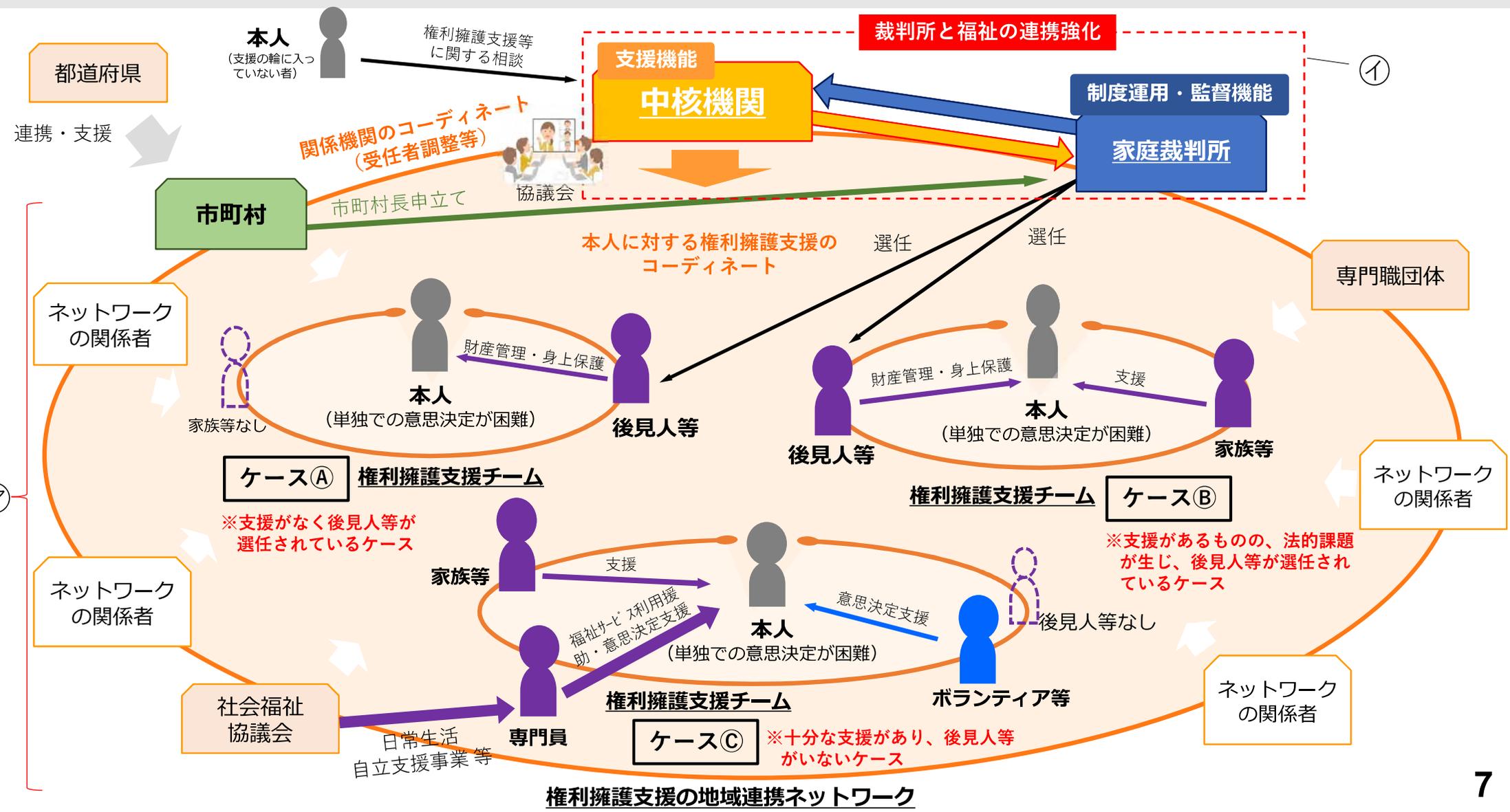
※ その際、新たな役割に応じた中核機関の位置付けやその名称等についても検討する必要がある。なお、検討に当たっては、中核機関の整備状況及び経緯等について考慮する必要がある。

本人を地域で支えるための支援の実施体制及び方法、中核機関の役割・位置付けについて

・ 現在、地域には、本人を支える支援の輪（後見人を含む。）が多様に存在しているが、今後、成年後見制度が見直された場合、後見人以外の支援を得て後見人が退任となる場合や、途中交代となる場合、重大な法律行為の発生により一時的に後見人を選任する場合等の発生が想定される。

㊦ 今後、成年後見制度が見直された場合、地域福祉における本人に対する支援体制として、どのような主体が、どのような方法により実施することが適切かについて検討する必要がある。

㊧ また、成年後見制度の見直しも見据え、家庭裁判所との関係において、中核機関の果たすべき役割やその位置付けについて検討する必要がある。



地域福祉関係機関による意思決定支援の範囲及び実施主体について

今後、成年後見制度が見直されることによって、地域において、判断能力が不十分な人の意思決定を後見人以外の方が支援する場面が増えることも想定される。以下に例示した、本人に生じ得る意思決定のうち、**地域福祉関係機関（組織・チームレベル）**において、**対応が必要、かつ、支援が可能な意思決定支援の範囲及び実施主体**について検討する必要がある。

	低	←	必要となる判断能力の程度	→	高
財産管理	【法】日用品の購入	【法・日】預貯金の預入・払戻	【法・日】自動振込・振替手続		
	【法】ICカードへのチャージ	【法・日】公共料金・税の支払い	【法・日】銀行口座の開設・解約	【法】遺言書作成	【法】遺産分割協議
	【法・日】家賃の支払い	【法・日】賃貸借契約の単純更新	【法・日】居住家屋の賃借	【法】居住家屋の売却	
身上保護	【法・日】福祉サービスにおける利用料の支払い	【法・日】福祉サービス利用援助契約の軽微な変更	【法・日】福祉サービス利用援助契約の締結		
	【法・日】年金・福祉手当受領	【法・日】要介護認定の申請	【法・日】福祉施設入所契約		
その他	食材の選択	【法】レストランでの支払い			
	旅行先の決定	【法】ホテルの予約	【法】航空チケットの購入		

※「法」は「法律行為又は法律行為に準ずるもの」を、「日」は「日常生活自立支援事業において、利用援助を行っている行為」を指す。

本人
による意思決定

個人レベル
(本人に身近な家族等)
による支援が必要な意思決定



組織・チームレベル
(日自事業、権利擁護支援チーム等)
による支援が必要な意思決定



後見人等
(専門職、市民、法人等)
による法定代理が
必要な意思決定



参 考 資 料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「中核機関（※）」の整備状況（令和5年4月1日時点）

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

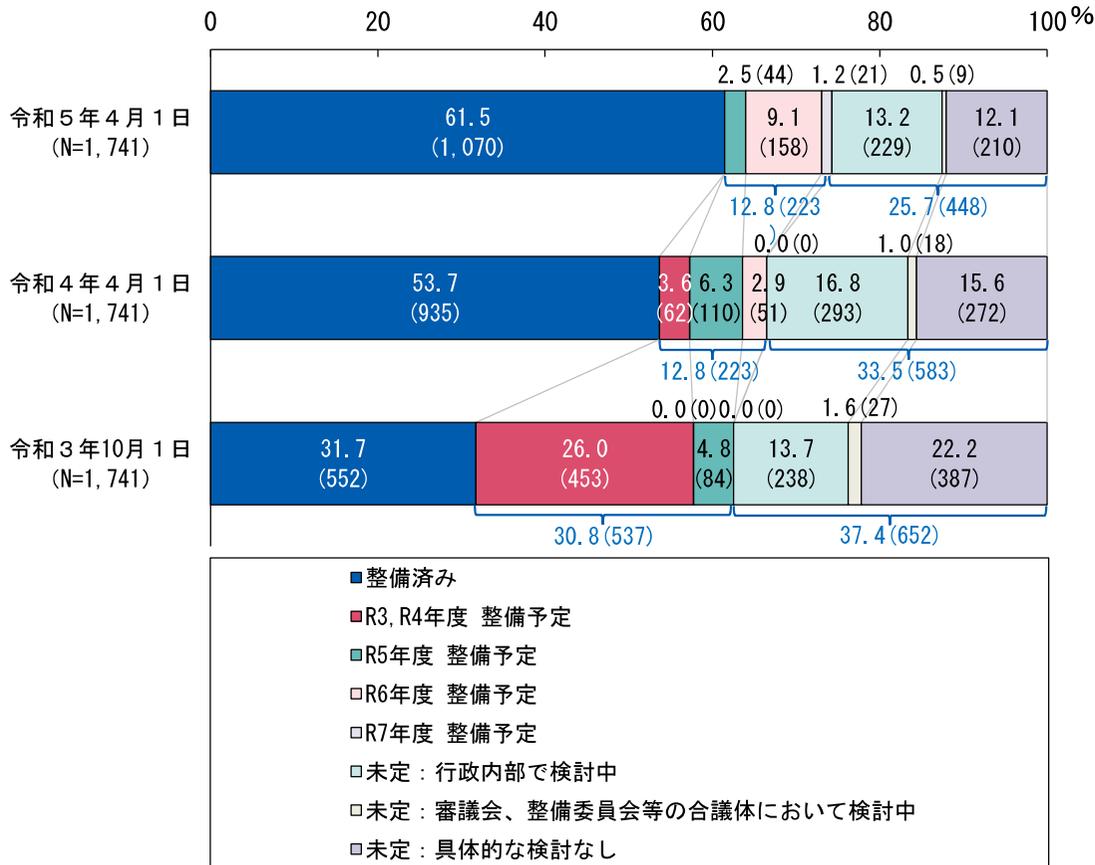
【成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果】

調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県

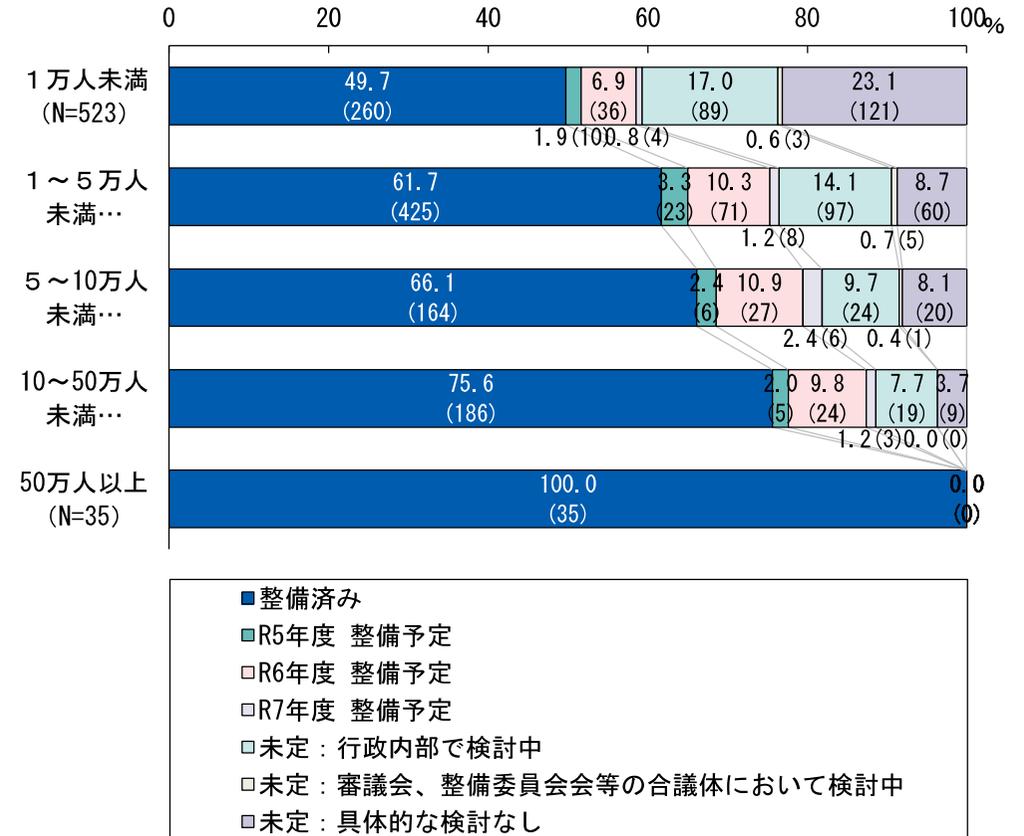
調査時点：令和5年4月1日

中核機関の整備状況 < 整備済（R5.4時点）：1,070市町村（61.5%） ⇒ 整備済 + 整備見込あり：1,293市町村（74.3%） > 【令和6年度末KPI：1,741市町村】

●中核機関の整備状況、整備（予定）時期<全体>



●中核機関等の整備状況、整備（予定）時期<自治体規模別>



「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」

～福祉・行政等の多様な主体の連携による個別支援と、家庭裁判所による制度の運用・監督～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<p>①「権利擁護の相談支援」機能</p> <p>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の实情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	<p>①「制度利用の案内」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<p>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</p> <p>○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の实情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング） 	<p>②「適切な選任形態の判断」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<p>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</p> <p>○ 中核機関や専門職が、地域の实情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <p><チームによる支援の開始後、必要に応じて></p> <ul style="list-style-type: none"> 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など） 	<p>③「適切な後見事務の確保」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 必要に応じた指導や指示、監督処分 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組

～地域連携ネットワークの関係者における機能強化に向けた取組～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「**共通理解の促進**」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「**多様な主体の参画・活躍**」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「**機能強化のためのしくみづくり**」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア 「共通理解の促進」の視点	イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

「地域連携ネットワークの支援機能」と「地域の体制づくりに関する取組」の実施状況

○ 地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況は以下のとおり。割合の分母は中核機関整備自治体の1,070。

本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能

機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組

福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能

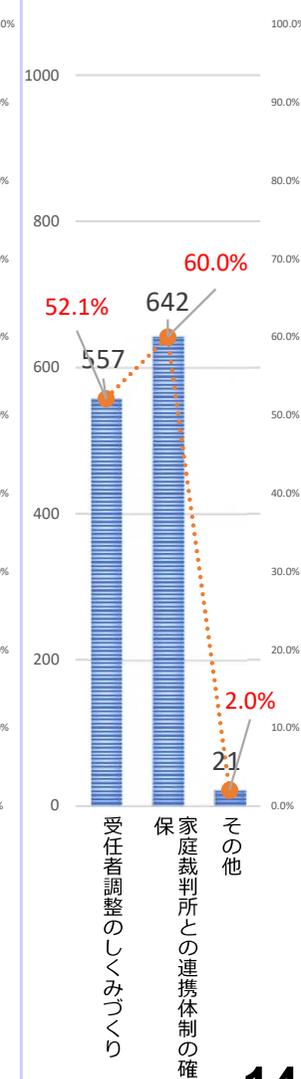
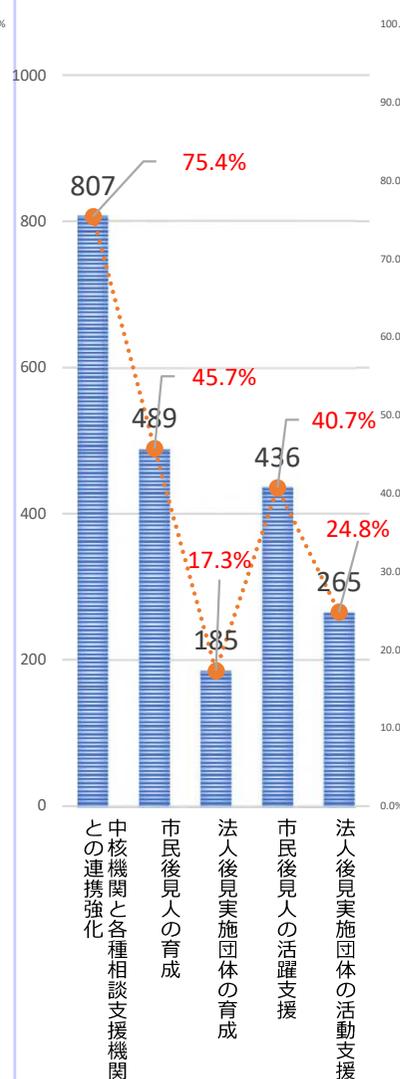
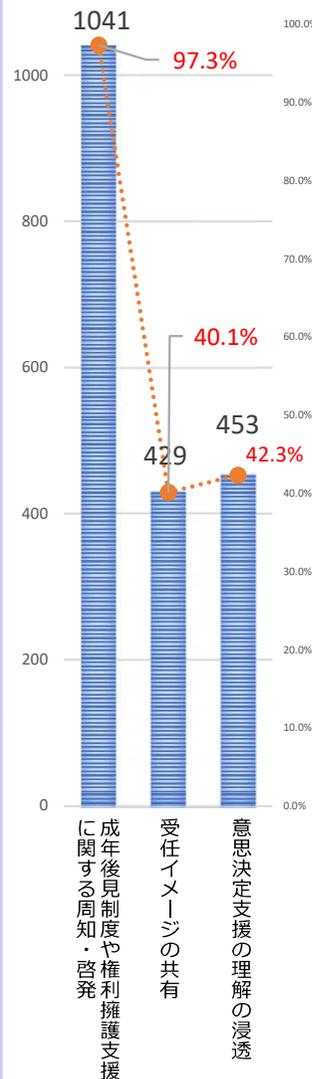
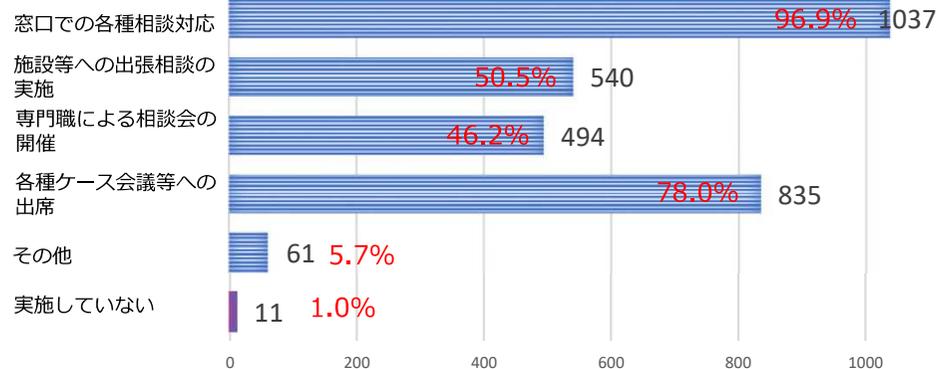
共通理解の促進 の視点

多様な主体の参画・ 活躍の視点

機能強化のための しくみづくりの視点

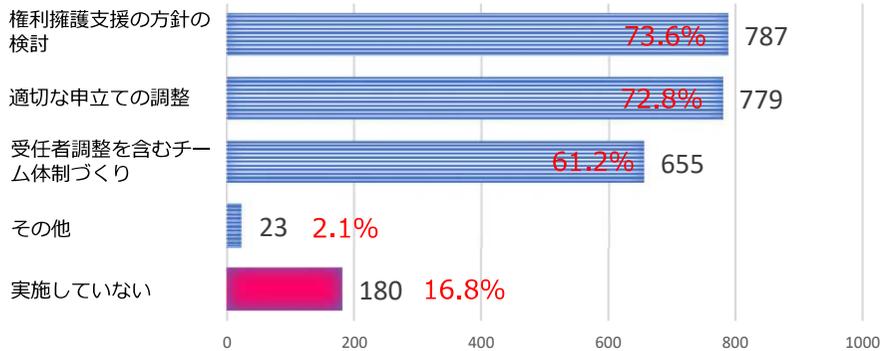
成年後見制度の
利用前

権利擁護の相談支援



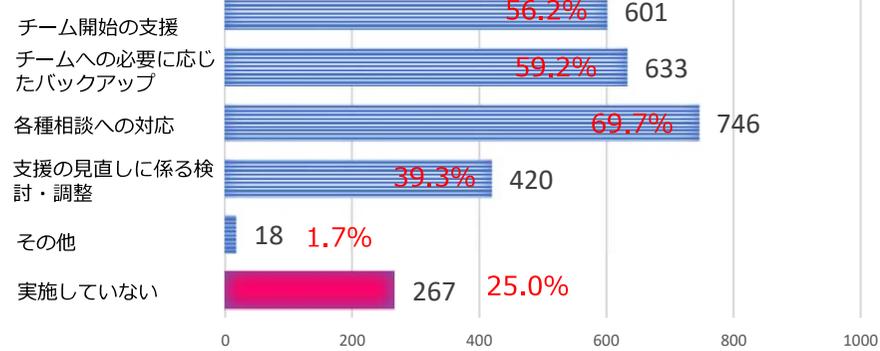
申立の準備から
後見人の選任まで

権利擁護支援チームの形成支援



後見人の選任後

権利擁護支援チームの自立支援



※ 数値は令和5年4月1日時点の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果によるもの。

日常生活自立支援事業の概要

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。



1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
- ※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託可

【令和5年度末の実施体制】

基幹的社会福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,640か所	4,267人	15,586人

2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和5年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数(人)	20,804人 36.9%	14,612人 25.9%	17,991人 31.9%	2,991人 5.3%	56,398人 100.0%

3. 援助の内容

福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

日常的金銭管理サービス

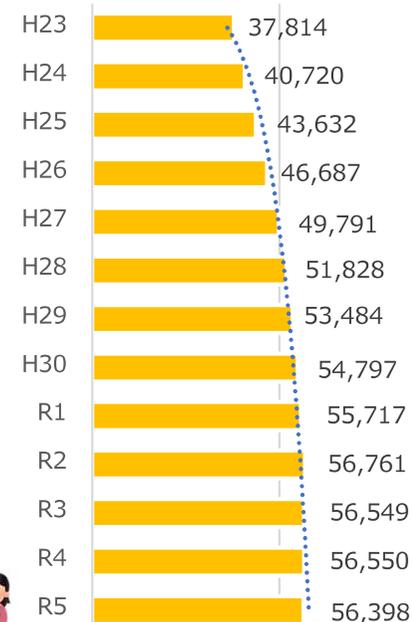
- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書
 - ② 預貯金の通帳
 - ③ 権利証
 - ④ 契約書類
 - ⑤ 保険証書
 - ⑥ 実印・銀行印
 - ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

定期的な訪問による生活変化の察知
↑見守り↓

4. 実利用者数の推移



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理を実施（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）



第3回地域共生社会の在り方検討会議(8/21)における主な意見要旨(1/6)

<権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり関係>

- ・ 司法と福祉の連携について、小さく産んで大きく育てるというキーワードでやってきたので、現在、後見終了後に期待されるような、例えば、「受任調整の仕組みづくり」や「後見の終了後を見越したような支援」のようなことは十分にできていないという現状がある。いきなり全ての機能を全ての中核機関で実施していくのは現実的ではないが、何らかの形でこうした機能を法制化していく方向性が必要。新たに法制化した機能・機関が、屋上屋にならないような留意も必要。
- ・ 権利擁護支援チームが十分に機能していることが必須。後見人の交代・終了という局面で、チームの存在に加えて中核機関との連携、中核機関と家庭裁判所の情報共有が必要。さらに、チームの自立後も様々な要因で支援内容が変わることもよくあるため、チームの自立後も必要に応じて中核機関との連携の必要性を実感する。今後はチームにおける後見人等の必要性を検討されることになると思うが、その状況把握のためにも、とりわけ後見人等の選任・交代・退任の局面では、中核機関と家庭裁判所の情報の共有が不可欠と実感する。本人の権利擁護支援のためには成年後見制度の利用の必要性の検討、その上で受任者の調整が必要である。
- ・ 後見人の立場としては、後見人が果たす役割が明確だと的確な本人支援を行いやすく、本人にとってもメリットが大きいことを実感する。後見人等がない権利擁護支援チームのニーズもあると感じており、そのような支援策が充実することを望む。そのためには後見人と遜色がないような裏付けが中核機関や総合的な権利擁護支援策には重要であり、中核機関の社会福祉法上の何らかの位置付け、総合的な権利擁護支援を社会福祉法第二種事業とするようなことも検討できないか。このような位置づけがあれば、本人のための権利擁護支援が途切れなくなされることになると思う。
- ・ (認知症支え隊やあいサポーターが、日常生活自立支援事業の生活支援員や意思決定サポーターとしての活動を続けていくためにも) 法人後見を行う機関が増えることや、サポートする住民が不安なく意思決定支援に関わることができるような伴走支援を行う機関、タイミングの整理等も必要。中核機関や外部の関係機関・関係者と対話を重ねながら、地域の実情に応じた体制構築が重要であり、地域資源にいま一度着目して、何かできそうなことがないかということ自治体がしっかりと見極めていくことも必要ではないか。

第3回地域共生社会の在り方検討会議(8/21)における主な意見要旨(2/6)

- ・ 中核機関には、後見制度に関するフォローに限らず、日常生活自立支援事業や市民後見なども含め、専門職の所属による困難事例があったときのバックアップ、人材育成やコーディネート役割を求めたい。
- ・ 司法と福祉、司法と地域の行政との連携の実効性確保のためには、中核機関の存在を法制上明確に位置づける必要がある。次の社会福祉法改正で、少なくとも中核機関と家庭裁判所との間における個人情報の共有を担保できるようにした上で、将来的には、必ずしも社会福祉法の枠組みにこだわらず、中核機関の権限や設置基準などを明確に法律上定めるなど、中核機関の段階的な法制化を検討すべきではないか。この点では、各地域における権利擁護支援の適正な運用を担保するための公法上の規制を包括的に定めたドイツの世話組織法の立法例が参考になるように思う。
- ・ 中核機関の整備について、市町村単位にするのか、むしろ広域にするのか、あるいは専門性のあるNPO法人や社会福祉協議会が担うのか、行政がベースを作るのか。いずれにしても、包括的支援体制と関連させながらどう作っていくか。
- ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画における新たな連携・協力体制の構築や地域連携ネットワークづくりを、包括的支援体制整備や重層的支援体制整備事業などの施策展開をしてきた社会福祉法の枠組みの中で、あるいはそれと同一の次元で展開される施策として権利擁護支援策を位置づけていくとすれば、これから今までにない全く新しい仕組みを一から制度化するのは現実的ではない。差し当たり、日常生活支援事業を発展・拡充させた新事業を法定化していくことと中核機関の法定化が核になり得る。
- ・ 社会福祉領域の事務の多くは自治事務であり、福祉領域における支援体制整備の仕組みは、事業や補助金等への依存度が高く、各地域における民間も含めた様々な資源の配置状況に依存せざるを得ない面もある。また、他事業と同様に、権利擁護支援の仕組み自体も随時改善されるべきであり、今回はできる限りの仕組みづくりを行うとして、一定の時間軸を持った体制整備を図っていく視点も併せ持つ必要がある。ただ、事業中心であればこそ、この仕組みを支える財源の確保がやはり重要な課題であるということを指摘しておきたい。

第3回地域共生社会の在り方検討会議(8/21)における主な意見要旨(3/6)

<総合的な権利擁護支援策の充実関係>

- ・ 後見人による法律的な支援が終わった後の日々の支援をしっかりと行う体制の一つの役割を日常生活自立支援事業が担うのであれば、同事業に対する財源の確保や体制整備をすべき。第三のチャレンジに見合うような大きなアクションにしていかなければならない。
- ・ 日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方の法的な能力を制限しない、意思決定支援の事業として高く評価されるべきだが、現行の体制では、裁判所が後見終了後に任せられるような状況にない。モデル事業の成果で得られた成果や課題を踏まえつつ、日常生活自立支援事業を大幅にリニューアルして事業規模の拡大を図るとともに、モデル事業で重視された各要素について、個別に事業化を目指すことが現実的ではないか。また、これらの事業について、総合的な権利擁護支援策として社会福祉法上の事業に位置付け、十分な予算・人員を確保し、全国各地で権利擁護支援の基軸の事業として実施できるようにすることが望ましい。さらに、各地域で本人に対する支援策の充実を図る観点から、個別に事業化したモデル事業の各要素について、各市町村で選択できる環境をつくることが大事。意思決定サポーターを中核機関に登録し、後見終了を見越して中核機関でマッチングしていくような展開なども考えられる。
- ・ 市民の参加という観点を忘れないでいただきたい。法的な権限がない状態での市民の様々な支援はより重要になってくる。これまで様々な形で、権利擁護人材として、生活支援員、介護サービス相談員等のインフォーマルなアドボケートの養成が行われてきたと思うので、こういった権利擁護人材について鳥瞰的に整理した上で、どのように市民の力を位置付けていくのか。
- ・ 後見人等がない権利擁護支援チームのニーズもあると感じており、そのような支援策が充実することを望む。そのためには後見人と遜色がないような裏付けが中核機関や総合的な権利擁護支援策には重要であり、中核機関の社会福祉法上の何らかの位置付け、総合的な権利擁護支援を社会福祉法第二種事業とするようなことも検討できないか。このような位置づけがあれば、本人のための権利擁護支援が途切れなくなされることになると思う。【再掲】
- ・ 福祉側における意思決定支援の範囲について、現行の日常生活自立支援事業において、意思決定支援を行いつつ、福祉サービスの利用援助を行っている実態があるので、日常生活自立支援事業で対象としている行為をベースに、今後さらに対象範囲や実施主体を精査していくことも必要になるのではないかと。

第3回地域共生社会の在り方検討会議(8/21)における主な意見要旨(4/6)

- 日常生活に寄り添った権利擁護支援（意思決定支援等）の担い手に関し、認知症支え隊やあいサポーター（障害分野のサポーター）のうち、意思決定支援等に関心のある人を対象に、日常生活自立支援事業の研修や市民後見人養成研修等の受講を促してはどうか。まずは日常生活自立支援事業の生活支援員として活動を始め、伴走支援を受けながら、徐々に活動に慣れていただく。活動の継続には、中核機関や法人後見を担う実施機関等の協力を得て、意思決定支援に関する研修の開催や支援員が不安を抱かないようにサポートする体制が必要ではないか。そうしたバックアップがある中で、認知症高齢者等の状況に応じて、権利擁護支援チームや中核機関等と連携・協議をして、必要な時期に適切に後見申立てができるようなサポートができるようになれば、サポートを受ける側・する側ともに安心ではないか。
- 軽度認知症のときからその人を知ることによって、その人の思考や趣味を把握でき、判断能力が低下していく対象者の意思決定支援が行いやすくなるのではないか。また、後見制度の利用終了後も、後見人から引継を受けながら、日常生活自立支援事業の生活支援員として、または意思決定支援サポーターとしての支援を行うことも可能ではないか。そのためにも、法人後見を行う機関が増えることや、サポートする住民が不安なく意思決定支援に関わることができるような伴走支援を行う機関、タイミングの整理等も必要。中核機関や外部の関係機関・関係者と対話を重ねながら、地域の実情に応じた体制構築が重要であり、地域資源にいま一度着目して、何かできそうなことがないかということ自治体がしっかりと見極めていくことも必要ではないか。【一部再掲】
- 社会福祉協議会が推進している地域福祉活動は、住民の自主性によるところがあり、地域によって濃淡があるため、後見制度終了後の直接的な受皿としての確実性が担保されるかという点、少し違うと思う。受け皿としては、日常生活自立支援事業の見直し強化なのか、新しい形態なのかはあるが、そういったベースとなる事業があり、ただ、その事業だけでは消費者被害等の後見制度終了後のリスクの全てをカバーしきれるとも思えないので、市民参加、社会参加が欠かせない。本人にそうした社会関係をつくっていく、社会関係を処方していくようなものも必要ではないかと捉えると、今後はそれを処方するリンクワーカーという役割も出てくるが、それについては国外の知見がかなり積み上がっているので、そこからの教訓などは今回の改正にも生かしていくことができる知見ではないか。
- 日常生活自立支援事業を見ていると、判断能力が不十分で、支援やサービスが十分に入ってチームが組める人よりも、中軽度の判断能力で、周りの支援も少なく、チームを組みにくい人のほうが、身上監護や意思決定支援の必要性があるのではないか。判断能力の高い・低いだけでなく、周辺の親族関係、虐待やもめごとのようなことも含めて、どういう人が常時後見を必要とするのかという検討も必要ではないか。

第3回地域共生社会の在り方検討会議(8/21)における主な意見要旨(5/6)

- ・ 厚生労働省の持続可能な権利擁護支援モデル事業について、事業や属性で分けることにすごく違和感があったが、本人との関わりの中でその人の理解が進み、意思決定支援ができるのだという話や、属性ではなく機能で分ければ良いという話を聞いて、ようやく腑に落ちた。また、同事業では、(日常的な金銭管理のサポートと意思決定支援が)相互に牽制し合う関係とあるが、おそらくもっと重なり合いがある。また、重度の人だとチーム編成がたくさんなされているが、実際にはその中で役割分担をしている。つまり、別々に存在するものではなく、チームの中の役割分担として構成されるべきものなのではないか。そういう整理をもう一回する必要があるのではないか。
- ・ 全員に後見申立てをすることも意思決定支援をしていくことも現実的ではない。市民参加やケアの担い手の力をどのように位置づければ、本人の権利擁護と権利保障が実現できるのかということを考えていくべき。
- ・ 意思決定支援について、地域福祉機関が担うべき範囲については、ひとまず現在の日常生活自立支援授業の支援内容を一つの目安として検討を進めていくことが手堅いように思う。その上で、新たな事業に対する適切な規制を社会福祉法の中にどのように位置づけることができるのか、今後の会議の中で具体的に議論していくことが建設的ではないか。ただし、対象範囲や実施主体の線引きによっては、消費者問題としての側面が生じることにも留意する必要がある。
- ・ キャッシュレス社会における日常的な財産管理支援の在り方を考えていくことも重要な課題。従来の支援の現場では、電子決済手段のデメリットが強調されがちであったように思うが、今後はそのメリットも視野に入れた上で、適切な活用の可能性にも目を向けることが望ましい。判断能力が不十分な方の決済手段が現金に限定されてしまうと、キャッシュレス社会のさらなる進展によって、こうした人たちが市場社会から事実上排除されてしまいかねないことにも留意すべき。
- ・ (後見制度の利用が終了したとしても、) その時点では制度の利用の必要性が低減しているだけで、再度、必要になる可能性がある。その連続性をどういう形で担保するのかということがないと、柔軟な対応にならないのではないかという懸念がある。

第3回地域共生社会の在り方検討会議(8/21)における主な意見要旨(6/6)

- ・ 日々の暮らしの生活支援を考えたときに、判断能力が不十分な人のためだけの支援ではなく、孤独・孤立で心身に悪影響を受けている人等の孤独・孤立対策推進法のところでの支援とも重なってくるので、生活支援のところは横断的に対応できるようにしておくべき。ただ、契約行為を含めてその部分をどうするのかという、少し焦点化した議論をしないと、新しい支援の議論がかえって抽象的になってしまっただけではない。
- ・ 日常生活自立支援事業は福祉サービス利用援助事業の一環として行われているが、現状のニーズは金銭管理に圧倒的に傾いており、その意味では社会福祉基礎構造改革の段階に留まっている形でのよいのか。市民参加や共生社会という、みんなが参加していく次の段階は、1周前の制度をどう使っていくのかということを見ると、根本的な転換をもう少し考えていかなければいけない。また、ビジネスとして事業者が参入してくることも考えられるが、権利擁護の分野だからこそ、サービスの質保障という点で、どういうふうに公的な責任が発揮できるのかということも受け皿づくりの大事な要素になる。
- ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画における新たな連携・協力体制の構築や地域連携ネットワークづくりを、包括的支援体制整備や重層的支援体制整備事業などの施策展開をしてきた社会福祉法の枠組みの中で、あるいはそれと同一の次元で展開される施策として権利擁護支援策を位置づけていくとすれば、これから今までにない全く新しい仕組みを一から制度化するのは現実的ではない。差し当たり、日常生活支援事業を発展・拡充させた新事業を法定化していくことと中核機関の法定化が核になり得る。モデル事をそのまま制度化していくことは、参加自治体が極めて少ない中で困難と思われるため、モデル事業を実施する中で学んだエッセンスを、2つの核になり得る仕組みに組み込みつつ、包括的支援体制とも連携させた体制づくりに生かしていくことではないか。【一部再掲】
- ・ 社会福祉領域の事務の多くは自治事務であり、福祉領域における支援体制整備の仕組みは、事業や補助金等への依存度が高く、各地域における民間も含めた様々な資源の配置状況に依存せざるを得ない面もある。また、他事業と同様に、権利擁護支援の仕組み自体も随時改善されるべきであり、今回はできる限りの仕組みづくりを行うとして、一定の時間軸を持った体制整備を図っていく視点も併せ持つ必要がある。ただ、事業中心であればこそ、この仕組みを支える財源の確保がやはり重要な課題であるということを指摘しておきたい。【再掲】

